

## 第6回まちづくりルール庁内検討ワーキング会議録

日 時 平成16年7月16日(金)13:30～18:30  
 場 所 保健センター2階研修室  
 出席者 委員: 三好 稲葉 本田 若杉  
 事務局: 伊藤 原 高田

### 1 開 会

今回の会議は、前回のアドバイザー福士教授からの助言をもとに改訂したワーキング素案の検討を行い、最終素案の検討を行った。

### 2 議 事

#### (1)ワーキング素案(改訂版)について

改訂内容の説明(事務局)

<条例の骨格>

章・節・条の整理し、全体を6章から5章立てに変更。

第1章総則の中に「基本原則」「情報の共有」を含め、全体との関わりを整理。市民参加手続をチェックする機関について、「進行管理(第4章)」としてまとめた。

<個別条文>

- ・第2条第1項(市民の定義)～ 条例の対象となる「市民」の明確化
- ・第2条第2項(市の定義)～ 「水道事業」を追加
- ・第2条第3項(パブリックコメントの定義)～ 定義を削除(第17条へ)
- ・第3条(基本原則)～ 「～に努めます」の努力規定を削除
- ・(制度の見直し)～ 移動(第39条へ)
- ・第4条(情報の共有)～ 情報共有の手段を明記。  
「広聴」活動は市民参加に区分し移動(第30条へ)
- ・第5～7条(市民参加手続「通則」)～ 市民参加の「対象」「方法」「時期」の明確化  
別表や規則に規定していた内容を条例に規定
- ・第12条(参加しやすい環境づくり)～ 開催日時場所への配慮、一時保育の実施を規定
- ・第17条(パブリックコメント)～ 「誰が(市が)」「どのような場合」行うかを明記  
パブリックコメントの定義を規定。
- ・第19条(公聴会)～ 「誰が(市が)」「どのような場合」行うかを明記
- ・第23条(意見交換会)～ 追加
- ・第26条(ワークショップ)～ 追加
- ・第30条(広聴活動)～ 広聴活動の手段を明記
- ・第38条(事後報告)～ 進行管理として、市民参加手続の実施状況の事後報告規定を追加
- ・第39条(制度の改善)～ 進行管理として、制度の見直しを移動
- ・第40条(委任)～ その他必要事項を規則で定める委任規定を追加

改訂内容の検討

<条例の骨格>

全体的に整理され、問題ない。

<個別条文>

第1条(目的)について

<検討内容>

- ・「ともに考えともに築きあげる」の「ともに」は誰と誰なのか明確ではない。
- ・「市民と市がともに考え～」とすると、「市民」と「市」を区別しているようで違和感がある。
- ・将来的には、「市民」も「市」も区別しないというのはあるとしても、現状は、「市民」と「市」がともに考える状態ではないということを確認すべき。この条例では、あえて今は「市民」と「市」がともに考えることをしていこうというルール。「市民と市がともに考え～」として問題ない。

<検討結果>

第1条を次のとおりとする。

「この条例は、住んでいて良かったと実感できるまちを、市民と市がともに考えともに築きあげるため、情報の共有と市民参加の手続に関し必要な事項を定めることを目的とします。」

第2条(市民の定義)について

<検討内容>

＜検討内容＞

- ・対象となるのは、基本的には住民とし、それ以外は利害関係者
- ・市の政策決定時の意見を求める対象としては、広く定義をしていて構わない。その意見をもとに決定するのは行政の側。これが自治基本条例となれば、市民の責務までを規定することになり、市民の定義を限定せざるを得ないが、この条例では、市民の範囲を広くして問題ない。
- ・現状を考えると、地域限定、団体限定で意見を聴けば良しとする傾向にあるのだから、市民の範囲は広くしておいた方がいい。
- ・一般人のみならず法人も含めることで問題はない。
- ・これに含まれない団体(東京ふらの会等)については、条例に含まれなくとも意見は聴く。そこまで範囲を広げなくてもいい。

＜検討結果＞

問題なし。

### 第3条(市の機関)について

＜検討内容＞

- ・最近の条例では、市の機関に「水道事業」を含めているものもある。大きな市町村では、別の機関として明確なのかもしれないが、当市は市長が水道事業管理者になっているためか、別の機関として意識したことがない。
- ・例えば、条例は市が制定するが、規則はそれぞれの機関が制定する。市民参加手続を行う「市」の中に、水道事業が含まれていなく、「水道料金の改正」のように住民生活に密着した内容の変更が規則に規定されているとすると、市民参加手続の対象にならず、料金の改定ができることになる。
- ・本来は料金などの規定は、条例に盛り込まれているはずだが、教育委員会の貸館料や免除規定等は、条例にも規則にもなく、要綱で処理されているものもあり、統一化されていない。
- ・「水道事業」を含めることで問題ないが、「水道事業」とするのか「水道事業管理者」とするのかは、法制担当に任せたい。
- ・その他、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会は地自法上の市の機関であり含めるのはいいが、実際に市民参加手続を進めること、会議を公開すること等の案件がないかもしれない。
- ・各委員が、検討案件について市民の意見を聴きたいということになれば、この条例に基づき聞くことができるとして、含めておくとしてもいい。

＜検討結果＞

市の機関に「水道事業」を含めることで問題なし。

「水道事業」とするか「水道事業管理者」とするかは、法制担当と相談する。

### 第4条(情報の共有)について

＜検討内容＞

- ・情報共有の手段となる「(1)広報誌」はどの範囲か。
- ・「(1)広報誌」には、いわゆる月1回の広報のほかに、広報お知らせ版、その他市からのお知らせチラシ等全てを含むとした方がいい。
- ・情報共有の手段となる「(4)市民講座」とは具体的に何か。
- ・「(4)市民講座」には、いわゆる「出前講座」的なものをイメージしているが、制度が未だ確立されていないため、「出前講座」と明記するのではなく、市が市民と様々な話をするを総じて「市民講座」とした。
- ・ここに規定するのであるから、「市民講座」を実効性のあるものとして制度化(規則等)する必要がある。

＜検討結果＞

条文は問題なし。但し、「市民講座」の制度化が必要。

### 第5条(市民参加手続の対象となる市の仕事)について

＜検討内容＞

- ・第5条第1項第4号の良好な環境の保全のために行う「行政指導」について、実際に市のどの仕事を指しているのかわかりづらい。
- ・行政指導といっても、実際にはそれが法令に基づかない行政指導なのか否かを意識して仕事をしていないのではないか。本来は指導要綱に定めておくべきものだろうが、要綱に定めず行政指導しているようなこともある。(例えば、道路の幅員)
- ・環境にかかわる内容では、行政指導が今後増えることが予想される。環境市民会議で出された「環境保全のため、皆さんこうしていきましょう」という内容のものは全て、この条例に該当するのか。
- ・例えば「レジ袋の節約」のような環境運動は含まれないと解していいだろう。

＜検討結果＞

条文は問題なし。但し、現状の「行政指導」の調査が必要。

### 第12条(参加しやすい環境づくり)について

＜検討内容＞

- ・参加しやすい環境を条文として盛り込みことは大変良い。
- ・条文の実効性を確保する手法が必要となるのではないかと。特に「一時保育の実施」では、託児保育士の配置をするために予算の確保も必要になる。それぞれ事業実施のところが予算化するのではなく、集中管理が必要ではないか。
- ・「一時保育の実施」では、少数の市民を対象とした審議会等では、託児所へ委託したり、多数の市民を対象とする意見交換会では、託児ルームを設けるなど臨機応変な対応が必要。場合によっては、市の保育士が担当すること

考えられる。

< 検討結果 >

条文は問題なし。但し、「一時保育の実施」を実効性のあるものとするため、制度化と予算の一元管理が必要。

第17条(パブリックコメント手続)について

< 検討結果 >

第17条第2項は次のとおりとする。(文言整理)

「市は、パブリックコメント手続により市民の意見の提出を求めるときは、その記録性を確保できる範囲で、可能な限り多用な方法で行います。」

第19条(公聴会)について

< 検討内容 >

・第19条第1項第3号の公聴会を開催する場合を「対象となる事案について市民の関心が高くないなどにより」としているが、関心が高い場合は公聴会を開催しないようにきこえる。

・「市民の関心が高くないなどにより」というのは、あえて規定する必要がない。

< 検討結果 >

第19条第1項第3項を次のとおりとする。

「対象となる事案について市民の関心が高くないなどにより、意見を聴く過程を広く市民に周知する必要があると認められる場合」

第26条(ワークショップ)について

< 検討内容 >

・ワークショップの開催時期は、「極めて早い時期」として規則に規定していた。「極めて」という形容詞は、条例ではあまり使わないので、「早い時期」とした。

・ワークショップ開催の目的が、「複数の市民との一定の合意形成を図る必要がある場合」としているが、そうなのだろうか。

・計画づくりのワークショップでは、自由議論により「方向性を見出す」作業だろう。

・公園整備のように、内容が限定されている案件のワークショップでは、場所や予算的制約等を踏まえた上での議論で、「一定の合意形成」に近い作業だろう。

・条文が全体的にわかりやすく整理するとして、ワークショップは、案件に応じて広い場合は「方向性を見出す」、狭い場合は「一定の合意形成」となる。しかし、要は「自由な議論」を基本としていると解しているのではないか。

< 検討結果 >

第26条を次のとおりとする。

「市は市の仕事について、早い時期から市民意見の方向性を見出す必要がある場合は、市民と市及び市民同士が自由な議論をするために、ワークショップを開催するものとします。」

第27条(ワークショップ開催日等の事前公表)について

< 検討内容 >

・前節第5節の意見交換会の準用規定。準用しない方法もあるが、準用するのが通例。

・見出し(開催日等の事前公表、開催記録の作成及び公表)は不要ではないか。

< 検討結果 >

第27条見出しは削除

準用条文を次のとおりとする

「～第24条及び第25条の規定を準用します。～」

第30条(広聴活動)について

< 検討内容 >

・アンケートは、単発実施では効果がない。毎年度実施してその意向を分析する必要がある。

・総合計画の見直しでは、市民の意向が把握できないため、見直しができない。総合計画に関しては今後毎年アンケートを実施していく。

・第30条第1項第1号のアンケートが、その他の市民参加の規定でいいのか。ワークショップ等と同じく、節立てするぐらいの手法になるのではないか。

・アンケートは、まちづくりや総合計画などの意向分析のアンケートと、昨年度実施した次世代の計画づくりのように詳しく意向調査する案件毎のアンケートなど様々で、前段に意向調査は評価に近い。

・評価の意味合いが強いとすると、それは別として考えた方がよい。その他の市民参加の手法としては、広聴活動で規定して問題ないのではないか。

< 検討結果 >

問題なし。

第32条(市民参加制度調査審議会)について

< 検討内容 >

・審議会委員は15人も必要か。再度検討が必要。

・審議会委員報酬の予算問題は別として、効果的な審議会となる構成を考えるべきだ。

・会議での最も効果的な人数は7人という。15人だと全員の議論が深まらないのではないか。

・当初15人としたのは、欠席者などを考慮して会議が成立する人数が必要ということだったが、調査審議会は、毎

年度の市民参加手続の結果が出てから年に2回程度の開催。欠席者がいない開催日を設定することは可能。欠席者の配慮は不要。

- ・審議会の役割はオンブズマン的なもの。
  - ・市の市民参加の状態をチェックすると、委員はモニターの役割もあるのか。
  - ・モニターとすれば、15人でも構わない。別にモニターを設けてその意見を集約して判断するのが委員の仕事とすると、15人も必要ない。
  - ・調査審議会は独自に提案権を持つ強力な組織。モニタリングの必要な場合は、モニタリングを別に実施することも、自らがモニターとなることも、調査審議会自身にゆだねられている。
  - ・実際に構成メンバーから委員の人数を考えると、学識経験者が1人、団体推薦は今までの通例からすると、農業団体、商業団体、自治会、女性団体、青年団体、教育関係者などで6人、それに公募市民5人と市職員3人を加えれば15人になる。
  - ・今までの固定的な団体からの推薦では、「ヨロシク審議会」の延長になってしまう。市民活動団体やNPO等、新しくまちづくりを考えている団体からの推薦を求めていく方がいい。今までの推薦団体は、公募で委員になることも可能。
  - ・新たに団体推薦を求めるとして、委員は個々の意見が濃くなるものとするために、10人としてはどうか。それに併せて公募市民・市職員の数を規定してはどうか。
  - ・「公募市民を5人を下らない」とするのは、現状が少数なので、多くしていこうという思いがある書き方。実際に公募がない場合は、人集めが必要になる。
  - ・公募市民に応募しないというのも選択肢のひとつ。無理に人集めするのはどうか。以前にも議論となったが、公募がなければ0人としてもいいのではないか。
  - ・「下回らない」ではなくて「以内」でいい。
  - ・市職員にしても、「3人を超えることができない」とするのは、市の意見が強すぎないようにという制約を課した書き方だが、公募市民と同じく、「以内」で構わない。
- < 検討結果 >  
委員は10人とする。公募市民は4名以内。市職員は3名以内とする。  
準用条文を次のとおりとする

## (2) 条例名について

< 検討内容 >

- ・石狩市のように通称名をつけるか否か。
- ・石狩市の通称名「市民の声を活かす条例」は通称名ではなくて正式名でもおかしくない。最近では、変わった条例名が出てきている。
- ・「富良野らしさの自然環境を守る条例」制定時は、「らしさ」という言葉だけで、議会審議で随分もめた。
- ・余計な議論を呼ばない条例名とすべき。
- ・何を意味するのかがすぐわかる条例名である方がいい。
- ・出された条例名の候補は次のとおり
  - 「信頼回復条例」
  - 「情報の共有と市民参加に関する条例」
  - 「これからは出します条例」
  - 「聴いて言って条例」
  - 「わかってほしい市の仕事条例」
  - 「みんなで考える条例」
  - 「市の仕事がより身近になる条例」
  - 「情報の共有と市民参加のルールに関する条例」

< 検討結果 >

条例名は、「(仮称)情報共有と市民参加のルール条例」  
市民による検討で再度条例名を検討してもらうこととする。

## (3) ふらのっ子会議(市民検討会議)の委員について

次の検討を行う「ふらのっ子会議」には、市の考えを市民と対等な立場で伝え議論する必要があることから、市職員2名を委員とすることとしている。

ワーキングメンバーからは、次のとおり委員を1名選定した。

なお、残り1名については、この条例は市が議会に提出する議案となるため、市を代表する立場の者が条例策定検討に関わる必要があると考え、総務部長に依頼することとした。

< ふらのっ子会議の委員(市職員2名枠) >

- ・石井総務部長(市推薦 要依頼)
- ・稲葉健康推進係長(ワーキングメンバー推薦)
- ・その他、若杉総務法制担当係長には、事務局メンバーとすることとした。

## (4) その他

#### ふらのっ子会議の会議資料の作成

ワーキング最終案は、次の「ふらのっ子会議」で検討することとなるが、条例の条文をそのまま検討することにはならない。市の仕事的具体例をもとにした検討が主となる見込みであることから、市の仕事に応じた市民参加の手法を各委員に作成してもらい、それをもとにふらのっ子会議で検討する。

先に依頼済みの宿題「市民参加手続とスケジュールについて」を次の期日までに事務局へ提出。(提出をもってこのワーキングの作業は終了)

<宿題「市民参加手続とスケジュールについて」の提出>

提出期日:平成16年7月22日(木) メール提出可

#### ワーキング最終案の報告と、その他出された意見と取り扱い

ワーキング最終案「(仮称)情報共有と市民参加のルール条例」は、庁議へ報告し次の「ふらのっ子会議」で検討する。

その他ワーキングの検討過程で出された意見は、次のとおりまとめ庁議へ報告する。

<条例づくりを通じて、出されたその他の意見>

・この条例は運用が最も重要となる。全庁的な取り組みができるよう体制整備が必要。

担当職員(市民参加担当)の配置

全庁的なシステムの構築(例えば、志木市のように、起案文章に市民参加手続の欄を設け、市民参加担当の合議がないものは、市長決裁に回らない仕組みが効果的。全庁的に「市民参加」を推し進める姿勢が必要。条例施行年度は、全起案文章に担当職員の合議を求める等の徹底も必要。

・条例の実効性を確保する制度の確立

市民講座(出前講座)の制度化(規則)

一時保育の実施の予算化(一元管理)と制度化

### 3 閉 会